

1. 件 名：九州電力株式会社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正の検討について

2. 日 時：令和元年11月11日 9:55～13:01

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官、蔦澤専門職、岡村係長

九州電力株式会社

発電本部 原子力防災グループ長 他7名

5. 要 旨

九州電力株式会社から、同社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正として、資料1及び2に基づき以下を検討しているとの説明があった。

- ・原子炉等規制法の改正に伴う変更
- ・緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送項目の整理に伴う変更
- ・一般送配電事業の分社化に伴う変更
- ・組織改正に伴う変更
- ・その他、記載の適正化 など

原子力規制庁より、従前からの記載となるが、原子力防災資機材の不具合発生時の対応について、速やかに修理するとあるが、修理期間中の代替について原子力事業者防災業務計画に明記するように伝えた。

九州電力株式会社から、引き続き検討することだった。

6. その他

配布資料：

資料1 2019年度玄海原子力発電所原子力防災業務計画の修正について（九州電力株式会社）

資料2 2019年度川内原子力発電所原子力防災業務計画の修正について（九州電力株式会社）